

議案第43号
令和元年度一般会計補正予算（第6号）

資料5 No.62 公務災害等補償費とNo.320 消防賞じゅつ金の支給根拠について

1 支給根拠となる条例（抜粋）

(1) 宝塚市職員公務災害等見舞金支給条例第5条

第5条 死亡見舞金は、職員が公務上又は通勤により死亡した場合にその遺族に対して支給する。

2 死亡見舞金の額は、3,000万円とする。

(2) 宝塚市消防賞じゅつ金等支給条例第3条

第3条 消防職員等が前条第1号の規定に該当するに至ったときは、その者の遺族に別表第1に定めるところにより、殉職者賞じゅつ金を支給する。（前条第1号は「死亡したとき。」と規定）

(別表第1)

殉職者賞じゅつ金

功労の程度※	金額
抜群の功労があり、一般の模範になると認められる者	25,200,000円
特に著しい功労があると認められる者	24,000,000円
功労があると認められる者	22,400,000円

※ 功労の程度については、宝塚市消防賞じゅつ金等支給条例施行規則第4条に基づく宝塚市消防賞じゅつ金等審査委員会で審査され、「功労があると認められる者（22,400,000円）」に決定されたもの。

2 支給額調整根拠となる条例（抜粋）

(1) 宝塚市職員公務災害等見舞金支給条例第10条

第10条 見舞金を受けるべき者が、同一の事由について宝塚市消防賞じゅつ金等支給条例（昭和38年条例第5号）の規定による賞じゅつ金を支給されたときは、その価額の2分の1に相当する額を見舞金から減額する。

(2) 調整後の死亡見舞金

$$\begin{array}{rcll} \text{(死亡見舞金)} & & \text{(賞じゅつ金)} & \text{(調整後の死亡見舞金)} \\ 30,000,000 \text{ 円} & - & (22,400,000 \text{ 円} \div 2) & = \underline{18,800,000 \text{ 円}} \end{array}$$

3 遺族への支給額

$$\begin{array}{rcll} \text{(死亡見舞金)} & & \text{(賞じゅつ金)} & \text{(遺族への支給額)} \\ \underline{18,800,000 \text{ 円}} & + & \underline{22,400,000 \text{ 円}} & = 41,200,000 \text{ 円} \end{array}$$

以上